

いちのみやの環境

平成 25 年 版

一 宮 市

一宮市民憲章

わたしたちのまち一宮市は、木曾の清流と豊かな濃尾平野にはぐくまれ、先人のたゆまぬ努力により、繊維を中心として発展してきました。

わたしたちは、このまちの市民であることに誇りを持ち、互いに手をたずさえて、未来へはばたく「心ふれあう躍動のまち一宮」をつくることをめざし、ここにこの憲章を定めます。

1. いのちを大切にし、

だれもが安心して暮らせる 福祉のまちをつくります。

1. ちきゅうを愛し、

自然も人も共生できる 住みよいまちをつくります。

1. のびやかに青少年が育ち、

個性を生かす 教育と文化のまちをつくります。

1. みどり豊かなふるさとを守り、

活力ある産業のまちをつくります。

1. やさしさと思いやりに満ち、

夢と希望があふれるまちをつくります。

(平成19年3月28日制定)

はじめに



今日の環境問題は、自動車排気ガスによる大気汚染や生活排水による河川の水質汚濁など日常生活や事業活動に起因するもの、地球温暖化をはじめとする地球規模の問題など多種多様なものとなっております。それらは私たちの生活スタイルや行動に大きく起因しており、一人ひとりがこれまでの行動を見直し、それぞれの立場で環境保全に努めていく必要があります。日々の生活の中で、節電や省エネ行動はごく自然な行動となっております。

このような私たちの小さな取り組みが広がり、環境問題への更なる関心を持ち、自発的な行動につながることによって、将来の地球環境がよりよい方向に向かうものと思います。

本市では、平成23年4月に改訂した地球温暖化対策実行計画（事務事業編）「第3次エコアクション一宮」に基づき、一事業者の立場から地球温暖化対策を推進し、二酸化炭素等の温室効果ガス削減に関するさまざまな取り組みを継続して行なっています。また、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成16年度に「一宮市環境基本計画」を策定していますが、その計画期間終了に伴い「第2次一宮市環境基本計画」の策定作業を進めてまいりました。市民が、安心、安全かつ快適に暮らしをする中で環境に負担の少ない持続可能な社会づくりに向け、様々な取り組みを今後も進めてまいります。

本報告書は平成24年度の環境保全に関する施策等を取りまとめたものであり、本市の環境問題に対するご理解、ご認識を深めていただき、取り組みがより一層推進されるための一助となれば幸いです。

平成26年2月

一宮市長 谷 一 夫